

00244  
68

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

◆規則 地方事務所長事務委任等に関する規則の一

部改正

土地の公用廃止

告示

同

右

同

右

同

右

同

正誤

昭和二十八年十一月十七日鳥取県規則第八

正誤

昭和二十八年十一月十七日鳥取県告示第五

百五号中訂正

昭和二十八年十一月十七日鳥取県告示第五

規則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十二号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第一条 次に掲げる事項は、当該地方事務所長に委任する。但し、民生課関係中第六十三号から第六十五号まで及び涉外課関係については、西部地方事務所長に限る。

同条民生課関係中第四十四号、第五十号及び第六十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし以下第四十九号まで一号ずつ繰り上げ、第五十一号を第四十九号とし以下第六十三号まで一号ずつ繰り上げ、第六十五号を第六十六

二号とし以下三号ずつ繰り上げる。

同条経済課関係中第三十五号及び第三十九号を削り、第三十六号を第三十五号とし以下三十八号まで一号ずつ繰り上げる。

同条農地課関係中第三号を次のように改める。

三 土地改良事業（災害復旧事業を含む。以下同じ。）の実地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに事業の指導に關すること。

同条農地課関係に次の二号を加える。

四 土地改良事業の出來形検査及び補助金交付（災害復旧事業を除く。以下同じ。）に關すること

五 県営冷水温障害防止施設事業、農地保全事業、干拓堤塘補強又は補修事業の実地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに出來形検査に關すること

第三条本文を次のように改める。

第三条 次に掲げる事項のうち鳥取市の区域に係るものについては東部地方事務所長に、倉吉市の区域に係るものについては中部地方事務所長に、米子市の区域に

係るものについては西部地方事務所長に委任する。

同条民生課関係中第十四号、第二十号及び第三十四号を削り、第十五号を第十四号とし以下第十九号まで一号ずつ繰り上げ、第二十一号を第十九号とし以下第三十三号まで二号ずつ繰り上げ、第三十五号を第三十二号とする。

同条経済課関係中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし以下第二十五号まで一号ずつ繰り上げる。

同条経済課関係中第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし以下二号ずつ繰り上げる。

同条農地課関係中第三号及び第四号を次のように改める。

三 土地改良事業の実地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに事業の指導に關すること

四 土地改良事業の出來形検査及び補助金交付に關すること

同条農地課関係に次の一号を加える。

五 県営冷水温障害防止施設事業、農地保全事業、干拓堤塘補強又は補修事業の実地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに出來形検査に關すること

第三条農地課関係中第十二号を削る。

第四条経済課関係の前に民生課関係として次のように加える。

#### 民生課関係

一 国民健康保険条例の制定、変更及び廃止の認可に關すること（国健法八の一三）

二 国民健康保険組合規約の制定、変更及び廃止の認可に關すること（同法一一）

三 国民健康保険を行う社団法人の規程の制定、変更及び廃止の許可に關すること（同法三七の二）

同条経済課関係に次の三号を加える。

四 町村農業委員会に対する補助金の交付に關すること（農委法三）

五 小型船舶の船籍及び積量の測度に關すること（小型船舶の船籍及び積量の測度に關する政令）

六 漁船法（動力漁船及び海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）第五条第一号乃至第三号に掲げる漁業に使用する漁船を除く。）に關すること（漁船法）

同条経済課関係の前に民生課関係として次のように加える。

#### 民生課関係

一 国民健康保険条例の制定、変更及び廃止の認可に關すること（国健法八の一三）

二 国民健康保険組合規約の制定、変更及び廃止の認可に關すること（同法一一）

三 国民健康保険を行う社団法人の規程の制定、変更及び廃止の許可に關すること（同法三七の二）

同条経済課関係に次の二号を加える。

四 小型船舶の船籍及び積量の測度に關すること（小

型船舶の船籍及び積量の測度に關する政令)

五 漁船法(動力漁船及び海面漁業調整規則(昭和二

十六年十二月鳥取県規則第七十九号)第五条第一号  
乃至第三号に掲げる漁業に使用する漁船を除く。)

に關すること(漁船法)

同条農地課関係中第十号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年十月一日から適用する。但し、民生課関係については、昭和二十八年十一月十日から適用する。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県告示第五百十号

次の土地はその公用を廢止する。  
鳥取県告示第五百十号

次の土地はその公用を廢止する。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取市千代水前田一五一ノ一番から一六三番地先まで水

路敷二三五坪

鳥取県知事 西 尾 愛 治

(関係図面は土木部管理課に保管)  
鳥取県告示第五百十一号

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 鳥取市下味野字畑田上の割三二ノ一番から三二ノ二番地先まで水路敷五坪

(関係図面は土木部管理課に保管)

一 鳥取市下味野字畑田上の割三二ノ一番から三二ノ二番地先まで水路敷五坪

(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第五百十二号

昭和二十八年十月一日倉吉市設置に伴い境界変更があつた東伯郡灘手村の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第二号の規定による人口

は、八七五人である。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

八頭郡郡家町 岩美郡浦富町

十一月五日 十月三十日

鳥取県告示第五百十五号

国民健康保険を行つてゐる次の市に対し国民健康保険法

(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定

に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる市 鳥取市

一 認可年月日 昭和二十八年十一月二日

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

国民健康保険を行つてゐる次の町村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定

に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる町村 東伯郡灘手村

一 行つてゐる町村

昭和二十八年八月三十日

1 檢査(試験)料

00248  
第2470号

5 昭和28年11月24日 大曜日 鳥取県公報 第2470号 4

00247  
第2470号

昭和28年11月24日 大曜日 鳥取県公報 第2470号 4

